

## 篠山市こども発達支援センターの指定管理候補者の選定について

篠山市こども発達支援センターの指定管理候補者について、下記のとおり選定しましたのでお知らせします。

今後、地方自治法の規定に基づき篠山市議会での議決を得て、市長が指定する予定です。

### 記

#### 1 選定された指定管理候補者

指定管理候補者名 : 社会福祉法人わかたけ福祉会  
所在地 : 篠山市沢田120番地3  
代表者名 : 理事長 河南 秀和

#### 2 指定管理期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）

#### 3 指定管理料

38,400,000円

#### 4 篠山市指定管理者選定委員会での指定管理候補者の選定

(1) 篠山市こども発達支援センター施設に係る篠山市こども発達支援センター指定管理候補者審査会での審査結果を受け、11月10日に開催した「篠山市指定管理者選定委員会」において、指定管理候補者として認め、選定した。

(2) 篠山市指定管理者選定委員会委員名簿

氏名	役職等	備考
平野 齊	副市長	委員長
前川 修哉	教育長	副委員長
堀井 宏之	政策部長	
植村 富明	総務部長	
上田 英樹	教育部長	

#### 5 篠山市こども発達支援センター指定管理候補者審査会での審査

(1) 公平・公正な選定を確保するため、外部委員等5名より構成する「篠山市こども発達支援センター指定管理候補者審査会」を設置し、10月20日に申請書類及び提案内容を総合的に審査し、指定管理候補者として内定した。

## (2) 指定管理候補者審査会委員名簿

氏名	役職等	備考
倉 剛 史	保健福祉部長	委員長
中 澤 敬 子	地域自立支援協議会委員	副委員長
溝 畑 好 美	溝畑好美税理士事務所所長	
前 田 公 幸	篠山市社会福祉協議会事務局長	
荻 野 孝 幸	篠山市立篠山養護学校校長	

## 6 特定指定する理由

- (1) 社会福祉法人わかたけ福祉会は、昭和 57 年に設立、昭和 60 年に社会福祉法人として認可され、篠山市内において安定した経営と事業の展開を行ってきた実績のある法人である。
- (2) 社会福祉法人わかたけ福祉会は、平成 14 年 4 月より篠山市障害者総合支援センタースマイルささやま（以下、「スマイルささやま」という。）において、身体障害者デイサービス、知的障害者通所授産施設等の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児に対する幅広い障害者福祉の分野での事業運営の実績があり、平成 18 年度から平成 27 年度の間、スマイルささやまの指定管理者として指定し、児童を含めた身体、知的、精神の 3 障害全てにおいて運営をしている。また、平成 27 年度においては、篠山市こども発達支援センター（以下、「こども発達支援センター」という。）の指定管理者として指定した。  
このことにより、社会福祉法人わかたけ福祉会が障害福祉サービスを一体的に提供することができ、障がいの種別を越えた相互利用が円滑に行われ、障害福祉サービスの充実に繋がりはじめた。
- (3) こども発達支援センターは、これまでスマイルささやま内で実施していた児童部門を平成 27 年 4 月に畑複合教育施設へ移転し、地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設である。上記で記述したとおり、社会福祉法人わかたけ福祉会は平成 18 年度から平成 26 年度の間は、スマイルささやまの指定管理者として、また平成 27 年 4 月からはこども発達支援センターの指定管理者として障害児通所支援事業を運営してきた実績があるとともに、ノウハウを蓄積しており、こども発達支援センターを管理運営する能力は十分にあると考えられる。
- (4) 一方、市内において、障害児通所支援事業を他に実施した実績のある法人等はない。
- (5) 利用者にとっては、公募により指定管理者が新しく選定されることで、これまで慣れ親しみ信頼してきたスタッフ等が交代することは好ましくないことでもある。特に知的障がい児や発達障がい児の特性として物事への強いこだわり

やストレスを抱えやすいことなどがあげられる。施設スタッフの軽微な変更であっても利用者には大きな影響を受ける。

以上のことから、現時点で市内には、障害児通所支援事業の提供実績があり、こども発達支援センターを管理運営し、施設の事業効果が期待できる社会福祉法人等は、社会福祉法人わかたけ福祉会以外には見当たらない状況であり、篠山市公の施設の指定管理の指定手続等に関する条例第5条第1項第4号「当該施設の設置目的、性格及び業務の性質等から特定の団体に管理させることが、当該施設の適切な管理に資すると認められるとき」に該当し、公募によらず特定の者を指定管理者として選定する。